

蛇崎庄屋文書「奉願口上書」 「覺」つづりについて (二)

橋 本 和 雄
(会員・佐伯市蟹田)

三四頁上段後から六行目) を物語る「覺」二通その他二通があるので、その一家のことを軸としながら記しているが、

本文

三四頁上段後から六行目) を物語る「覺」二通その他二通があるので、その一家のことを軸としながら記しているが、

前号(一三四四号)では「奉願口上書」二九通について紹介した。今回はそれに続く二通を紹介したい。その中では「覺」十一通が中心となる。他の十通の内容については前号である程度触れてあるので必要に応じて紹介していきたい。

「覺」として記されている内容は第一表に見られるとおりである。

前回の「奉願口上書」のようにまとまった形での紹介

ができる程のものでなく、一つ一つが独立して断片的な存在である。その点記述の仕方に困惑を覚えていたるけれど、前号において触れた「弁藏一家の件」(第一三四四号、

当村之内えびせき山鼻

一 壱畝 屋敷地開申候

尤此屋敷地村中ニ相談之上役人衆立會開

石弁藏屋敷仕申候

第一表 年次別「覚」11通の内訳

年次	「覚」の内容
1 天保15年	右之者共勢州参宮仕候
2 "	船壹艘 焼印願
3 弘化2年	壹艘 宇和嶋へ廻買の断
4 "	居家瓦庇の届書文案とこの案に基づく4名の家の届けと冥加金
5 " 5年	右之者共人柄吟味仕召連罷出申候(3人の名、家族構成を書く)
6 嘉永元年	四国巡拝より帰ってきたことの「覚」
7 " 2年	養賢寺末庵仙臺庵主病死
8 " 3年	かけおちについて
9 "	家出入
10 " 4年	九軒の家の風雨による被災に対する夫食の願い
11 "	4名の行方不明

天保十四年卯八月願申候

」

といふもので、「えびせき山鼻」へ屋敷地を開いたといふのである。

第二番目の文書は次のようなものである。

壹人 桶屋見 蛇崎百姓 弁
奉願口上書

下桶屋 此御運上銀五匁

右之者為渡世右職見習仕度奉願候尤

御運上銀之儀者御定之通無滞上納皆済

可仕候右願之通被為 仰付被下候はば難有
仕合可奉存候依奉願候処如件

弘化二己年二月十日 蛇崎 庄屋

同 地目付

甚右衛門印

長右衛門印

同 頭百姓

三 平印

進上

この文書では弁蔵を「蛇崎百姓」として書いてあり、弁蔵の姿が少し

はっきりしてくる。

」

この文書では弁蔵を「蛇崎百姓」として書いてあり、弁蔵の姿が少し

その弁蔵が「桶屋職の見習い」をしたいとの「願」を出したのである。第一番目の文書から一年半を経過した弘化二年（一八四五年）二月のことであった。蛇崎百姓とある弁蔵がどうして桶屋職を希望したのかは分らない。（未見の文書の中へ年貢割をしたもののが見つかれば、どの程度の規模を經營する農家であつたかが判明すると思われるが……）

第三番目の文書

当村内ゑびせき新屋敷願引申候右屋主

屋家 壱軒増
同 弁 藏

これは弘化二（一八四五）年五月のもので、弁蔵が以前に開いていた「えびせき山鼻」の屋敷地へ居家を建てたことを物語つているものと思われる。

第四番目の文書が前号（第一三四号）で紹介した弁蔵一家の日州生目八幡宮参詣願となるのである。この文書には弁蔵本人、女房そして娘二名が登場している。年代は嘉永二年（一八四九年）であった。この生目八幡宮に関して高原三郎著「大分の神々」（双林社刊）一五二、三頁において次のように書かれている。「生目八幡宮の由来記によれば日向国に落ちのびた景清（平景清）は追

討の難を逃れるために右眼を取り出して近くの八幡宮に奉納した。源氏方に捕えられて鎌倉に連行されると、さらに左眼もくり抜いてしまい源氏に仕えることを辞退した。許されて日向にかえった彼は八幡宮の靈験によって目を病む人に幸をもたらすことを祈って世を去った。といふ。宮崎市生目に鎮座するもと県社生目八幡が生目社の本社として尊崇されている。」

弁蔵一家がこの生目八幡の参詣へ出かけたのは家族の誰かに目の不自由な人がいたのであらうか。当時蛇崎村の人々は「清正公詣」「伊勢参宮」「金毘羅詣」へと出かけていくことが主体であったと思われるのに、この一家だけが日向の生目八幡宮へ参詣したのにはそれなりの訳があつたのであらうか……。

このことから二年後、弁蔵一家は蛇崎村から姿を消してしまった。その状況を伝えるのが第五番目の文書である。

覚

蛇崎百姓

同人女房
弁 藏

そ
め

同人娘

と
り

進上

同

吉野御役所江

書面の通吉野氏ニ出ス

同頭百姓
静右衛門

右之者共当二月中旬之頃江津久見村組干怒親類方へ
龍越候様娘さよ江申置同人御城下江奉公ニ罷出候当主
ニ而候処四五日茂相立候得共罷帰不申候故親類共
其段さよ江申聞候処千怒江龍越候様申候ニ付吟味仕候
処

同所江茂龍越不申右ニ付処々吟味仕候処今以行方相分
不申若無願ニ而御他領江龍越候弥茂相知れ申候尤平日
不人柄与申者ニ而無御座候得共書面之通御座候ニ付此
段御内々御断申上

候以上

亥九月三日

蛇崎庄屋

甚右衛門

同地目付

長右衛門

この文書により弁藏の家族に「娘さよ」のいることが
分る。そして、その娘さよを残し弁藏・妻・娘のとり・
ての計四名が蛇崎村から姿を消してしまったのだ。娘
のさよだけがどうして残されたのか。生日八幡宮参詣に
出かけた四名が何故行方不明という形をとるところとな
ったかは、この文書から伺い知ることはできない。弁藏
に関する文書は今のところこれだけしかないのである。
現在においても一家行方不明となれば、かなりの騒ぎ
となることを思うと、当時の騒動の様子がしのばれる。
殊に五人組の存在や藩の行政姿勢を考えると蛇崎村内あ
げて弁藏一家の行方をたずね探したことが想像される。

そうした努力にもかかわらず行方が分らないため村方
三役は役所へ届けるところとなつたのである。藩役所が
この事態に対し「不行届」ということで何等かの措置を
とつたかも知れないが、そのことを明らかに出来ないの

が残念である。けれどこの件に似た事がらを伝える文書から藩当局の態度を伺うことが出来る。それが第一表の「覚」第九番目の「家出入」に関する文書である。その文書を次に紹介していきたい。

長右衛門

同 頭百姓

三 平

御宗門奉行所

家出入のこと

覚

蛇崎源右衛門家内

長蔵

同 音 平 家内

か や

右の者共誤ニ面一御座候ニ付親諸兄弟諸異見仕候処相用無御座候右ニ付当月廿三之夜当村欠落仕候ニ付諸親類共所々尋行穿鑿仕候得共一向行方不相分御座候処依此段御断申上候以上

嘉永三成年三月廿七日
か永三成七月四日より七日迄日数三日つ

嘉永三成年三月廿七日

蛇崎 庄屋

甚右衛門

同 地目付

音 平

源右衛門

長 蔵

か 屋

四人

覚

蛇崎百姓又四郎
治郎藏

右之者当成三月廿三日居村立出同七月罷歸申候願出シ
申候處御郡代御然り之上四人町宿二三日差留宿預ケ被

仰候 庄屋地目付頭百姓共居 申候

この文書から長蔵・かやの二人は蛇崎村から出ていつたが四か月目に帰ってきたこと。そのことを届け出た結果

郡代から叱りを受け（「叱り」というのは役所での罪を叱責するもの）（『江戸の刑罰』石川良助著・中公新書八九頁））、兩人とそれぞれの家の責任者を含めた

計四名が七月四日より七日まで三日間、町宿預りの罰に処せられたこと、この四名と共に蛇崎村の責任者である

庄屋・地目付・頭百姓も同様の処罰をされていることが分る。

二人だけの行動についてそれぞれの家の長が責任を追及されると共に、村方三役にまでその責（せめ）が及ぶのであるから江戸時代の支配体制がどんなに厳しいものであったかが分る。弁蔵一家行方不明という出来事に対してもこれに似た措置がとられたかも知れない。蛇崎村から出ていったことを伝える文書が覚の中にもう一通、次のような内容のものがある。

以上

右之者百姓諸稼渡世不勢ニ而御座候ニ付

親兄弟諸親類迄段々異見等仕候處一向

不入相用我が儘次第仕候此度當月十七日

当村立出諸親類之者所々尋申候へ共

一向行方不相分御座候ニ付依此段御断申上候

以上

蛇崎 庄屋

甚右衛門

同 地目付

長右衛門

同 頭百姓

三 平

この文書を見ていると親兄弟の歎きの声が聞こえてくるようである。それと共に子育てのむずかしさがいつの世でも変わらないことも語りかけてくるのである。

その他の文書

上御免相御請証文之事

一高 三つ九分

宝暦六子年発 蛇崎 本田畠

一高 三つ七分五厘

同 新田畠

右者当口年春御免相被 仰付奉畏

難有仕合奉存候然者右御免相之通當秋

御年貢米小百姓等迄無甲乙割賦仕極月

十日以前急度上納皆済可仕候尤格別之損毛等御座候は

ば御檢見之上御用捨被 仰付旨

難有仕合奉存候依御請證文差上申候処

如件

年 月 日

蛇崎 庄屋

甚右衛門

同 地目付

長右衛門

同 頭百姓

三 平

家内 拾人

蛇崎百姓

梅 七

同 弐人

綱五郎

同 五人

幾 藏

同 五人

又 藏

同 七人

三 藏

進 上

「

これに依ると本田畠は三割九分、新田畠は三割七分五厘の割合でもって免が課せられたこと、その免は春に言い

渡されており秋の収穫時までに風雨、虫害等を受けることがあれば検見の上免の変更を求めていること等が分る。この免の割合をもとにして庄屋を中心に各家々の田の上田・中田・下田・下々田といった状態に応じてどれだけの年貢を課していくかの作業がすすめられていくのである。当時の農家の人たちにとって最大の関心事であったことがしのばれる。この年貢賦課の状態についてはいずれ機会を見て、未見の資料を検討していく中でまとめてみたいと考えている。次は「大風雨のため収穫が乏しかったことから夫食を下さるように」の文書である。

覚

蛇崎村

同 同 同 同 五人
三人 六人 七人 五人

林 藏 松 藏 野次郎 三 藏

同 八人

〃 龜藏

ノ 人數合四拾九人

初右衛門

家別合 九軒

右者昨年大風雨ニ而諸作痛ミ御座候ニ付当春百姓一統必至与難渋仕候内書面之もの共

當時ニ而者日々渡世難仕極々難仕極々難渋仕候ニ付乍恐夫食被下置候様奉願候右願之通被為 仰付被下候はば難有仕合可奉存候依此段申上候以上

嘉永四年亥年二月九日

蛇崎 庄屋

甚右衛門

同 地目付

長右衛門

同 頭百姓

三 平

一

進 上

この文書でおかしいのは家内人數を合計すると五拾一人であつて「ノ 人數合四拾九人」と合わないことである。

「家内拾人 梅七」が他の文書の中で八人と出ていたが、そうであれば四拾九人となることになるが、これは確か

めるすべがない。もう一つ「家數合九軒」としてあるがその家の長を書いた人名の終わりにつけ足したような形で初右衛門という名が書かれていることである。これも家の長とすれば十軒でないとおかしいことになるのだが……ただし初右衛門の家内人數は書かれていな。

さてこの文書に依ると嘉永三年（一八五〇年）大風雨のため作物に大被害を受けたこと、そのため嘉永四年の春は蛇崎村百姓一同苦しい状態に追いやられること、その中でも書面に書かれている百姓はその日の生活を送ることさえ困難な状態になつてゐるので「夫食」を下されるようお願いするというのである。嘉永三年の風雨による被害がいかに大きかつたかは大分県史近世篇「佐伯藩」二二五頁所載の第五六表損毛高を見ると、嘉永三年の項に「年貢収納量が前年の三分の二」と記されていふことから知ることが出来る。この嘉永三年の災害状況を知ることの出来る資料の一つに「大分県災害誌（資料編）一九五二年二月 大分測候所刊」がある。これには次のように記されている。

嘉永三年八月三日～七日（西暦一八五〇年九月八日～十二日）大風雨 洪水 大分県全般大雨十三日に及び大

洪水となる—別府史談—大雨洪水足米三一七石支給—豊後鶴崎町史—洪水淨土川原の宝塔と地蔵尊を流失—豊後立石史談—姫島附近暴雨あり米穀実らず里民大いに苦しむ—国東半島史

このようないくつかの文書で願い出ている。

奉差上種子糲御請證文之事

右者去成秋大風雨ニ付田方毛上相痛種子糲

無御座候ニ付書面之通拝借被 仰付下候様

百姓共奉願候処願之通被 仰付難有仕合

奉存候尤返上之儀者御年貢米上納之節一同

返上可仕候間依御請證文奉差上候処如件

亥 三月十一日

蛇崎 庄屋

甚右衛門

同 地目付

長右衛門

同 頭百姓

静右衛門



(つづく)

種子糲の拝借を願い出で、それが認められたことを示す文書である。農民にとって種子糲は最も大切に囲い保存しておくものであるのに、それも食べつくしてしまっていたのであろう。そしてやむにやまれずこのような「種子糲の拝借」を願い出るところとなつたと思われる。この短かい文書の中から当時の農民の苦しい姿がありありと浮かぶと共にそのような悲惨さの中からも、たくましく生きていこうとする雑草の強さに似た息吹を感じさせてくる。

今回はここで終わることとした。残りの文書の中に文面だけでも紹介をと思ったが、未見の文書と照し合わせて検討しまとめてみたいとの考え方から見送ることとした。今少し時間をいただき、幾らかはまとまった形として紹介を続けていくつもりなので御了承下さい。